

令和 8 年度

財政援助団体等監査（令和 7 年度分）報告書

駒ヶ根市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

第2 監査の対象

区分	監 査 対 象 補 助 事 業 等	監 査 対 象 団 体 等	所 管 課
1	新たな成長戦略支援事業	13 事業者	商工観光課
2	スマート農業導入支援事業	4 名	農林課
3	空き家バンク片付け補助事業 空き家バンク改修補助事業 空き家バンク成約奨励金事業	64 名	企画振興課
4	子どもの未来応援事業	3 事業者	子ども課

※区分1～4ともに補助金・交付金関係、所管課は令和7年度当時のもの

第3 監査の期日及び実施場所

令和8年5月21日（木） 駒ヶ根市役所 第5会議室

第4 監査の実施内容及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金、交付金等財政的に援助を与えている団体の中から抽出により、令和7年度に執行された出納その他の事務に関して、出納関係書類等を調査し、基本的に所管部局の関係職員から説明を聴取した。

監査に当たっては、財政援助の目的及び条件等に従って確実に事業等を実施し、その効果をあげているか、補助金等の交付は法令等を遵守しており、その会計経理等は適正に処理されているか、また、補助金等の公益上の必要性及び補助金等交付団体に対する指導監督が適切に行われているか、に主眼を置き次のとおり着眼点を定めて監査を実施した。

なお、本監査は、駒ヶ根市監査委員監査基準に準拠して実施した。

（1） 補助金・交付金関係の着眼点

- ① 財政援助の目的及び条件等に従って確実に事業等を実施し、その効果を挙げているか。
- ② 財政援助の目的の達成度を測定する手法が確立され、実施されているか。
- ③ 補助金等の交付は法令等を遵守しており、その会計経理等は適正に処理されているか。
- ④ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。また、指導監督した記録はあるか。
- ⑤ 補助金等に関する条件（貸付金については、利率、元利金の償還方法、額及びその時期等）は明確か。また、条件の履行確認は実績報告書等によりなされているか。
- ⑥ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。
- ⑦ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをしているか。また、見直しをした記録はあるか。

第5 監査の結果

財政援助団体等に係る事務事業の執行については、監査した範囲においては概ね適正であり、財政援助の目的及び条件に沿って運営されているものと認められた。今後とも財政援助団体等と連携を図り、財政援助効果の一層の向上を期待する。

なお、一部事業に改善を要すると思われる事例も見受けられたため、令和8年7月1日付け監査～13で駒ヶ根市長に財政援助団体等監査（令和7年度分）に係る指摘事項及び要望事項として提出した。

第6 財政援助団体等監査（令和7年度分）に係る指摘事項及び要望事項

I 全体的事項

事業補助実績報告書における「事業完了年月日」の定義が統一されていない状況が見受けられた。そのため、各担当者の解釈や記載内容が異なる事例があり、報告内容の整合性や書類等の問題が生じる可能性がある。事業補助実績報告書の運用において、完了日の捉え方について統一し、マニュアル等に記載することで、申請者への周知徹底を図り、運用の統一性を確保するよう徹底されたい。【要望事項】

II 監査対象事業別事項（結果報告における対象番号順）

1 新たな成長戦略支援事業（産業部 商工観光課）

申請書および実績報告書に記載された補助金算出額に誤りが一部確認された。便宜的な処理とのことだが、その際には注釈等を記載する必要があると、今後、申請書および実績報告書を受領する際には、所管課において補助金要綱に則った端数処理および計数確認を実施されたい。【指摘事項】

本補助事業の対象者は中小企業者であることが要件となっているが、現行の申請書においては該当要件を明示する項目がない。要件の確認を行っているとのことなので、申請書にチェック欄を設けたりし、対象者要件の確認プロセスをより透明化することが望ましいので、検討されたい。【要望事項】

2 スマート農業導入支援事業（産業部 農林課）

スマート農業を促進する当補助事業は、作業効率の改善や労働負担の軽減を目的としており、農業従事者にとって有用な施策である。一方、予算執行の過程で、令和6年度および令和7年度に予算額が超過したため、申請者に対して按分方式で補助金が支出されていたが、そのような規定は要綱等で確認ができなかった。さらに、一部の申請者においては、購入金額が少ないにもかかわらず他の申請者より多額の補助金が支出される逆転現象もあり、予算を考慮しつつ適正かつ公平性を確保するための制度設計が必要である。また、予算超過時の対応について、適正な補助金の支出を実現できるよう運用改善を図ることも検討すること。【要望事項】

3 空き家バンク片付け補助事業・空き家バンク改修補助事業・空き家バンク成約奨励金事業（総務部 企画振興課）

空き家バンク関連事業の申請要件には、補助対象の物件が空き家バンクに登録されていることが定められてる。しかし、「空き家バンク成約奨励金交付申請書」のみ該当物件の空き家バンク登録番号を記入する欄が設けられており、「空き家片づけ事業補助金」および「空き家バンク改修事業補助金」の申請書には記入する欄が設けられていないので、同様に登録番号記入欄を設け、運用を統一すること。

【要望事項】

「空き家片づけ事業補助金」と「空き家バンク改修事業補助金」の補助対象者要件には、居住期間に関する条件が定められているが、この要件を確認されていなかったため、住民基本台帳などで確認し、運用することを求める。【指摘事項】

空き家バンク成約奨励金の申請に際して、補助金交付対象となる成約内容の証明として売買契約書または賃貸借契約書の写しが添付される運用となっている。しかし、一部の申請において、契約書に必要な印紙が貼付された部分ではなく、別の部分が写しとして提出されるケースが確認されたため、今後は

印紙が貼付された部分を含む契約書の写しを必ず添付するよう改善すること。【要望事項】

4 子どもの未来応援事業（教育委員会 子ども課）

子どもの未来応援事業は、地域の子どもたちの健やかな成長を支援するため、市民団体やNPOが実施する学習支援、生活支援、相談支援等を後押しするものであり、地域社会の持続的な発展に寄与する重要な事業である。さらに団体の活動をスタートアップとしていく側面でも支援し、3年間の補助を通じて団体が自立して事業運営を継続していくことを目標としており、補助期間中の支援を通じて、団体が自立した運営を実現できるとともに活動を継続できるための仕組みづくりを進めること。

また、実績報告書に記載された事業実施期間に関し、事業の終了期日が3月31日までとされているにもかかわらず、報告書がその以前の日付で作成・提出されていた。事業遂行の正確性や妥当性を検証する上で報告内容の正誤性に疑義が生じる恐れがあるので、提出の際には再度確認すること。

【指摘事項】

＜指摘事項及び要望事項の区分について＞

【指摘事項】 財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

【要望事項】 制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

財政援助団体等監査に係る指摘事項及び要望事項について駒ヶ根市長からの回答の公表

財政援助団体等監査（令和7年度分）に係る指摘事項及び要望事項について令和8年8月25日付けで駒ヶ根市長から回答（措置の通知）があったので、地方自治法第199条第14項及び駒ヶ根市監査委員監査基準第18条第1項の規定に基づき、その内容を公表します。

令和8年9月2日

駒ヶ根市監査委員	下平	昭治
同	竹村	正司
同	宮下	稔

財政援助団体等監査（令和7年度分）の結果報告に係る指摘事項及び要望事項

指摘事項及び要望事項	措置状況（回答）
I 全体的事項 事業補助実績報告書における「事業完了年月日」の定義が統一されていない状況が見受けられた。そのため、各担当者の解釈や記載内容が異なる事例があり、報告内容の整合性や書類等の問題が生じる可能性がある。事業補助実績報告書の運用において、完了日の捉え方について統一し、マニュアル等に記載することで、申請者への周知徹底を図り、運用の統一性を確保するよう徹底されたい。 II 監査対象事業別事項 <u>1 新たな成長戦略支援事業（産業部 商工観光課）</u> ① 申請書および実績報告書に記載された補助金算出額に誤りが一部確認された。便宜的な処理とのことだが、その際には注釈等を記載する必要があり、今後、申請書および実績報告書を受領する際には、所管課において補助金要綱に則った端数処理および計数確認を実施されたい。【指摘事項】 ② 本補助事業の対象者は中小企業者であることが要件となっているが、現行の申請書においては該当要件を明示する項目がない。要件の確認を行っているとのことなので、申請書にチェック欄を設けたりし、対象者要件の確認プロセスをより透明化することが望ましいので、検討されたい。【要望事項】 <u>2 スマート農業導入支援事業（産業部 農林課）</u> スマート農業を促進する当補助事業は、作業効率の改善や労働負担の軽減を目的としており、農業従事者にとって有用な施策である。一方、予算執行の過程で、令和6年度および令和7年度に予算額が超過したため、申請者に対して按分方式で補助金が支出されていたが、そのような規定は要綱等で確認ができなかった。さらに、一部の申請者においては、購入金額が少ないにもかかわらず他の申請者より多額の補助金が支出される逆転	I 全体的事項 「事業完了年月日」の解釈が担当者ごとに異なると、報告内容の不整合や証憑との齟齬が生じるため、定義を統一するように努めます。 II 監査対象事業別事項 <u>1 新たな成長戦略支援事業（産業部 商工観光課）</u> ① 補助金要綱に則った端数処理及び計数確認を実施いたします。 ② 当係で実施する補助制度全体の見直しも含め、検討してまいります。 <u>2 スマート農業導入支援事業（産業部 農林課）</u> 原則として、申請者に対して補助上限額まで満額補助できる制度を基本としつつ、限られた予算の中で、より多くの農業者がスマート農業機器等を導入できるよう制度設計を進めます。 なお、優先順位の設定については、新規申請者を優先する仕組みや、複数回利用者について一定期間の利用制限を設けること、事業費の規模に応じた選定を行うことなどを含めて検討し、公平性や事業効果の確保とのバランスを考慮しながら、整理を進めます。

現象もあり、予算を考慮しつつ適正かつ公平性を確保するための制度設計を求める。また、予算超過時の対応について、適正な補助金の支出を実現できるよう運用改善を図ることも検討すること。 【要望事項】 <u>3 空き家バンク片付け補助事業・空き家バンク改修補助事業・空き家バンク成約奨励金事業</u> (総務部 企画振興課) ① 空き家バンク関連事業の申請要件には、補助対象の物件が空き家バンクに登録されていることが定められてる。しかし、「空き家バンク成約奨励金交付申請書」のみ該当物件の空き家バンク登録番号を記入する欄が設けられており、「空き家片づけ事業補助金」および「空き家バンク改修事業補助金」の申請書には記入する欄が設けられていないので、同様に登録番号記入欄を設け、運用を統一すること。 【要望事項】 ② 「空き家片づけ事業補助金」と「空き家バンク改修事業補助金」の補助対象者要件には、居住期間に関する条件が定められているが、この要件を確認されていなかったもので、住民基本台帳などで確認し、運用することを求める。 【指摘事項】 ③ 空き家バンク成約奨励金の申請に際して、補助金交付対象となる成約内容の証明として売買契約書または賃貸借契約書の写しが添付される運用となっている。しかし、一部の申請において、契約書に必要な印紙が貼付された部分ではなく、別の部分が写しとして提出されるケースが確認されたので、今後は印紙が貼付された部分を含む契約書の写しを必ず添付するよう改善すること。 【要望事項】 <u>4 子どもの未来応援事業</u> (教育委員会 子ども課) 子どもの未来応援事業は、地域の子どものための健やかな成長を支援するため、市民団体やNPOが実施する学習支援、生活支援、相談支援等を後押しするものであり、地域社会の持続的な発展に寄与する重要な事業である。さらに団体の活動をスタートアップとしていく側面でも支援し、3年間の補助を通じて団体が自立して事業運営を継続していくことを目標としており、補助期間中の	<u>3 空き家バンク片付け補助事業・空き家バンク改修補助事業・空き家バンク成約奨励金事業</u> (総務部 企画振興課) ① 運用の統一に向けて検討します。 ② 補助金交付後、居住期間に関する条件に達するまで毎年確認するようにします。 ③ 契約書の写しを添付する場合は印紙が貼付された部分を提出いただくよう改善します。 <u>4 子どもの未来応援事業</u> (教育委員会 子ども課) 団体の自立運営と活動継続の仕組みづくりにつきましては、事業終了後も補助団体の活動状況を継続的に確認するとともに、この取り組みが自立して持続できるよう団体と一緒に検討していきます。実績報告書につきましては、事業期間や内容等を事業者にも再度確認するとともに、事務局のチェック体制を整備して疑義が生じないように取り組んでいきます。
--	--

支援を通じて、団体が自立した運営を実現できるとともに活動を継続できるための仕組みづくりを進めること。 また、実績報告書に記載された事業実施期間に関し、事業の終了期日が3月31日までとされているにもかかわらず、報告書がその以前の日付で作成・提出されていた。事業遂行の正確性や妥当性を検証する上で報告内容の正誤性に疑義が生じる恐れがあるので、提出の際には再度確認すること。【指摘事項】	
<指摘事項及び要望事項の区分について> 【指摘事項】 財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの 【要望事項】 制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの	